

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 愛恵会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年8月26日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切に計算書類を作成すること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>計算書類に対する注記について、次の不備があった。</p> <p>(1) なの花拠点区分用における計算書類の注記について、「10 関連当事者との取引の内容」が記載されているが、当該項目は、法人全体用に記載する項目であり、拠点区分用には記載不要である。</p> <p>(2) 「8 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高」について、貸借対照表上、徴収不能引当金を間接法で表示している場合は記載不要である。</p> <p>については、計算書類に対する注記は、様式に基づき作成すること。</p> <p>なお、(2)については、前回文書指摘事項であるので必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い25、別紙1、2)</p>	<p>計算書類に対する注記の不備については、令和6年度の決算において適切に行うこととする。</p> <p>(1) 拠点区分用には記載しないこととする。</p> <p>(2) 債権額等は記載しないこととする。</p>
2	<p>建物附属設備は計算関係書類において建物に含めて計上する扱いとなっているにも関わらず、次の不備があった。</p> <p>(1) 貸借対照表に建物附属設備の勘定科目が残されていた。</p> <p>(2) 注記7「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」で、建物附属設備を建物に含めず計上していた。</p> <p>(3) 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書において、建物附属設備を建物に含めず計上していた。</p> <p>については、建物附属設備は建物に含めて計上すること。</p> <p>なお、当該指摘は、前々回文書指摘事項であるので必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い25、26 (2)イ) (留意事項別添3)</p>	<p>今後、不一致が生じないように適切に処理する。</p> <p>(1) 令和6年度の決算において適切に処理する。</p> <p>(2) 建物に振替処理をした。</p> <p>(3) 建物に振替処理をした。</p>